

## 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の 一部改正について（概要）

### ■改正の経緯

- 大阪市では、『大阪市景観計画』において「重点届出区域」を定め、当区域で広告物を掲出する際の意匠・設置位置・大きさ等に関する広告物基準を規定しており、良好な景観形成に向けた広告物の景観誘導を推進しています。
- さらに、上記広告物基準においては、「暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする」としており、これに基づき『重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱』を定め、「広告物基準に規定する表示面積を超える広告物」を協議の対象として、広告物基準は適用しないとしております。
- また、近年、万博をはじめとするイベント開催による集客力強化の機運の高まりが見られ、民間事業者や地域団体等による各種イベント等の開催により、地域のにぎわいづくりにつながっているところです。
- こういったイベント等について、各イベント内容に沿った広告物の掲出に柔軟に対応することによって、さらなるにぎわいの形成やまちの魅力向上が期待されることから、今般、暫定利用やイベント対応時についての広告物の取扱いを定める本要綱の改正を行うものです。

### ■主な改正内容

- イベント等におけるにぎわい形成のため、一時的に表示されるイベント時等の広告物について、要綱で定める「広告物基準は適用しない」（適用除外）とする協議の対象を拡大します。
- あわせて、一時広告物の定義の明確化等を行います。